

広島県立大野寮設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十号

広島県立大野寮設置及び管理条例を廃止する条例

広島県立大野寮設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第四十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。